

介護保険法に基づく揭示事項

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

■藤本病院では、「理学療法士」が、「訪問リハビリテーション」と「介護予防訪問リハビリテーション」を行っております。以下は、別に定める運営規程を要約したものです。

[1]基本情報

事業所名	いりょうほうじんいちゆうかい 医療法人一祐会 藤本病院	営業日と休日	日	月	火	水	木	金	土	祝
事業所番号	2710300449		休	○	○	○	○	○	休	休
所在地	〒572-0838 大阪府寝屋川市八坂町2番3号	営業時間	平日 9:00～16:30							
連絡先	[電話] 072-824-1212 [ファックス]072-821-9213	その他の休日	年末年始 (12月30日～1月4日)							
サービスの種類	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	利用料	[法定代理受領分]厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(下記に掲載) [法定代理受領分外]厚生労働大臣が定める告示上の基準額(下記に記載)							
管理者	ふじもと あきひさ 藤本 明久	その他の費用								
通常の事業の実施地域	寝屋川市 ※寝屋川市以外については、 ご相談ください。									

[2]事業者の勤務体制

職種	員数(人)	
	常勤	非常勤
理学療法士	3	0

[3]秘密の保持

- ①当院および当院の従業員は、「訪問リハビリテーション」「介護予防訪問リハビリテーション」のサービスを提供する上で知り得た利用者利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約終了後も継続します。
- ②当院は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。
また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いません。
- ③当院は、利用者およびその家族に関する個

人情報が含まれる記録物(磁気媒体情報および伝送情報を含む)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また、処分する際にも、第三者への漏洩を防止するものとします。

[4]緊急時における対応方法

当院は、「訪問リハビリテーション」「介護予防訪問リハビリテーション」を提供しているときに、利用者の病状の急変が生じた場合、必要に応じて応急処置などを講じます。

[5]事故発生時の対応

当院は、「訪問リハビリテーション」「介護予防訪問リハビリテーション」の提供にともなって、当院の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、利用者に対してその損害を賠償します。

[6]苦情処理の体制

当院は、自ら提供した「訪問リハビリテーション」「介護予防訪問リハビリテーション」に対する利用者の希望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

[7] 利用料その他の費用の額

あなたがサービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、基本利用料のうち介護保険負担、割合証に記載された利用者負担の割合の額です。

以下は「訪問リハビリテーション」と「介護予防訪問リハビリテーション」の利用料です。

■ 基本サービス費

※ 居宅サービス費の4級地(寝屋川市)で計算した額です。

	単位	1割負担	2割負担	3割負担
訪問リハビリテーション費 ※1回あたり20分以上で、1週に6回を限度と定められていますが、退院(所)日から起算して3ヵ月以内の利用者は、1週に12回まで利用が可能とされています。	20分の場合 308単位/回	329円	657円	985円
	40分の場合 616単位/回	657円	1,314円	1,970円
介護予防リハビリテーション費 ※1回あたり20分以上で1週に6回を限度と定められていますが、退院(所)日から起算して3ヵ月以内の利用者は1週に12回まで利用が可能とされています。 ※利用を開始した日の属する月から起算して12ヵ月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合は減算となります(30単位/回の減算)。ただし、3ヵ月に1回はリハビリ会議を開催し、利用者の状況を構成員と共有、状態変化に応じてリハビリ計画書の見直し、また、リハビリデータを定期的に厚生労働省へ提出し、必要な情報を活用することで減算(30単位/回)は行わないこととされています。	20分の場合 298単位/回	318円	636円	953円
	40分の場合 596単位/回	636円	1,271円	1,906円
	20分の場合 268単位/回	286円	572円	857円
	40分の場合 536単位/回	572円	1,143円	1,714円
サービス提供体制強化加算(1) ※7年以上勤続の職員を配置している場合。	6単位	7円	13円	19円

■ 要介護利用の加算

	単位	1割負担	2割負担	3割負担
リハビリテーションマネジメント加算(イ) ※リハビリ会議を開催し、利用者情報を構成員と共有し、リハビリ専門職がリハビリ計画書の内容を説明、同意を得るとともに医師に報告します。	180単位/月	192円	384円	576円
事業所の医師が利用者またはその家族に説明し、利用者の同意を得た場合 ※加算(イ)に加え270単位を加算	270単位/月	288円	576円	864円
短期集中リハビリテーション実施加算 ※退院(所)日または新規認定有効期間開始日から3ヵ月以内。 ※1日20分以上	200単位/日	214円	427円	640円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 ※退院(所)日または訪問開始日から3ヵ月以内。 ※1週に2日を限度。	240単位/日	256円	512円	768円

■ 要支援利用の加算 ※加算料金については該当される場合のみの算定となります。

	単位	1割負担	2割負担	3割負担
短期集中リハビリテーション実施加算 ※退院(所)または新規認定有効期間開始日から3ヵ月以内。 1ヵ月以内:1日40分以上、 1ヵ月超3ヵ月以内:1日20分以上	200単位/日	214円	427円	640円

医療法人一祐会

FI 藤本病院